

令和3年度の活動報告

第12回 国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議



◆地方連絡会議(令和3年度)

令和3年7月19日 関東地方連絡会議(関東運輸局)

令和3年8月30日 中部地方連絡会議(中部運輸局)
(書面開催に変更)

◆勉強会等(令和3年度)

令和3年12月6日 海上コンテナ輸送勉強会
(大阪府トラック協会海コン部会、近畿運輸局)
⇒ 国際海上コンテナの陸上における安全輸送に係る
情報伝達の実態調査とりまとめ等

日時: 令和3年7月19日(金) 14:00~

場所: 横浜第2合同庁舎

出席者

(関係団体)

東京商工会議所
公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会
一般社団法人東京港運協会
横浜港運協会
東京倉庫協会
神奈川倉庫協会
全日本港湾労働組合
全横浜港湾労働組合連合会
一般社団法人東京都トラック協会
一般社団法人神奈川県トラック協会
東京港埠頭株式会社
横浜川崎国際港湾株式会社
川崎臨港倉庫埠頭株式会社

(行政)

東京都港湾局、横浜市港湾局
川崎市港湾局
経済産業省関東経済産業局
国土交通省自動車局
国土交通省関東地方整備局
国土交通省関東運輸局

議題

- (1) 国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議(第10回、第11回)の概要について
 - 国際海上コンテナの横転事故等の発生状況について
 - 令和元年度、2年度の活動報告
 - トラック事業者及びトラック運転者に対するガイドライン周知状況等実態調査
 - 国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアルの一部改訂について
- (2) 関東運輸局の取り組み
- (3) 情報交換、連絡事項

概要

- 第10回、第11回 安全対策会議の内容について報告。
- 令和元年、令和2年に発生した国際海上コンテナの横転事故等について報告。
- 各地方における安全対策会の開催状況を報告。
- 国土交通省が関係団体の協力を得て実施した「トラック事業者及びトラック運転者に対するガイドラインの認知状況、内容の実施状況等の調査結果」等を報告。
- 令和3年4月の安全輸送マニュアルの一部改訂内容について報告。
- 関東運輸局の取組について報告

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、書面開催にて実施

委員

(関係団体)

名古屋商工会議所
一般社団法人 中部経済連合会
名古屋海運協会
名古屋日本船代理店会
名古屋港運協会
一般社団法人 愛知県トラック協会
日本ロジスティックシステム協会 中部支部
全日本港湾労働組合 東海地方名古屋支部
名古屋港管理組合

(行政)

愛知県警察本部 交通部
経済産業省 中部経済産業局
国土交通省自動車局
国土交通省中部地方整備局
国土交通省中部運輸局

議題

- (1) 国際海上コンテナの横転事故等の発生状況について
- (2) 令和元年度、2年度の活動報告について
- (3) トラック事業者及びトラック運転者に対するガイドライン周知状況等実態調査について
- (4) 国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアルの一部改訂について
- (5) 中部運輸局の取組等について
- (6) 海上コンテナ部会の活動・取組みについて

概要

- 第10回、第11回 安全対策会議の内容について報告。
- 令和元年、令和2年に発生した国際海上コンテナの横転事故等について報告。
- 各地方における安全対策会の開催状況を報告。
- 国土交通省が関係団体の協力を得て実施したトラック事業者及びトラック運転者に対するガイドラインの認知状況、内容の実施状況等の調査結果」等を報告。
- 令和3年4月の安全輸送マニュアルの一部改訂内容について報告。

令和元年9月5日の近畿連絡会議において、大阪府トラック協会海コン部会から勉強会の開催について提案があったことから実施

日時：令和3年12月6日（月）14:00～

場所：（一社）大阪府トラック協会研修センター601号室

出席者

（関係団体）

（一社）大阪府トラック協会海上コンテナ部会

（行政）

国土交通省近畿運輸局 貨物課

国土交通省近畿運輸局 保安・環境課

議題

- (1) 国際海上コンテナの陸上における安全輸送に係る情報伝達の実態調査について
- (2) その他 情報交換

海上コンテナ輸送に係る情報伝達状況調査

（概要）

ガイドライン、マニュアル通りに海上コンテナの積載物の情報伝達ができているかを海上コンテナ部会会員に調査することにより、情報伝達できていない原因を突き止め、適切に情報伝達ができるように対策を図る。

（調査項目）

- ① 運送依頼者（船会社、受荷主、海貨事業者、利用運送事業者、トラック事業者）
- ② 運送依頼者から依頼のあったコンテナ本数
- ③ 情報伝達の内容
重量、品目、梱包情報、危険物等に関する情報が伝達された本数、ラッシングの内容、運送依頼者から情報が足りず再度情報提供依頼をした本数

調査結果の概要

- ① 海上コンテナ部会によると、海貨事業者（港湾運送事業者、通関業者、輸入手続きの事務代行業者等）が情報伝達項目を絞り込んで情報伝達をしてきているとのことであったので、どの項目が情報伝達されていないのか、調査を行った。
- ② 海上コンテナ部会の主張の通りであれば、ドレージ会社と付き合いのある各海貨事業者からの情報伝達項目が異なっているはずであるが、調査結果では、各海貨事業者から伝達されている項目が一致しているケースがみられた。
- ③ ②の理由を海上コンテナ部会に確認したところ、「各ドレージ会社で情報伝達のフォーマットを決めている。ドレージ会社も必要最小限の情報があれば配車できるし、これまでの付き合いから、これまで以上の情報伝達をお願いできない。しかし、マニュアルのとおり、できるだけ情報伝達項目があった方が安全運行に向けた対策を講じることができる。」とのことであった。
- ④ 今後、大阪海運貨物取扱業会の協力を得て、③の認識と海貨事業者の認識が一致しているかを確認し、適切に情報伝達ができるよう対策を講じていく予定。